

○東大和市夜間開庁の実施に関する事務取扱要綱

令和7年3月 日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間における東大和市本庁舎の一部開庁（以下「夜間開庁」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施日等)

第2条 夜間開庁は、毎週水曜日に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は、夜間開庁を実施しない。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（2）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前項に掲げる日のほか、市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、臨時に夜間開庁を実施しない日を設けることができる。

(実施時間)

第3条 夜間開庁の実施時間は、午後5時から午後7時までとする。

(夜間開庁実施課及び取扱事務)

第4条 夜間開庁を実施する課（以下「夜間開庁実施課」という。）及びその取扱事務は、別表のとおりとする。

2 市長は、夜間開庁実施課の取扱事務について、別表に定めるものほか必要と認める事務を追加することができる。

(市民への周知)

第5条 市長は、夜間開庁の実施について、広報、公式ホームページ等により市民等に周知するものとする。

(実施状況の把握等)

第6条 市長は、夜間開庁実施課の課長に対して、取扱件数その他の夜間開庁の実施状況を報告させることができる。

2 市長は、夜間開庁の適正な執行を確保するため必要があると認めたときは、取扱事務その他の夜間開庁の実施に関して必要な事項について調整を行うことができる。

(従事職員)

第7条 市長は、夜間開庁に伴う職務に従事する職員を命ずるものとする。

2 夜間開庁に伴う職務は、原則として、職員が交替で時間差勤務を行うことにより対応するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

夜間開庁実施課	取扱事務
市民課	戸籍の届出
	戸籍の謄抄本等戸籍関係証明書の発行
	自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標の返納
	転入、転居、転出等の届出
	住民票の写し等住民基本台帳関係証明書の発行
	個人番号カードの交付及び再交付
	特別永住者証明書の交付
	印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付
	電子証明書の発行及び失効の申請
子育て支援課	児童手当の資格取得、資格消滅等の届出
	子どもの医療費の助成の資格取得、資格消滅等の届出
保険年金課	国民健康保険の資格取得、資格喪失等の届出
	国民健康保険の高額療養費の申請
	国民健康保険の補装具等の療養費の申請
	国民健康保険の人間ドック及び脳ドック受診料助成の申請
	国民健康保険の葬祭費の申請
	国民健康保険の出産育児一時金の申請
	国民健康保険資格確認書等の交付及び再交付
	後期高齢者医療の資格取得、資格喪失等の届出
	後期高齢者医療の高額療養費の申請
	後期高齢者医療の補装具等の療養費の申請
	後期高齢者医療の人間ドック及び脳ドック受診料助成の申請
	後期高齢者医療の葬祭費の申請
	国民年金被保険者の資格取得、資格喪失等の届出
	国民年金被保険者の保険料免除の申請